

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令 新旧対照条文

目次

○放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）（第一条関係）	1
○電波法関係手数料令（昭和三十二年政令第三百七号）（第一条関係）	2
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（第三条 第一号関係）	5
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（第三条第二号関係）	6
○電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）（第四条関係）	7

改正案	現行
<p>(出資の対象)</p> <p>第二条 法第二十二條第四号に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 十四 (略)</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第八条 法第七十五條（法第八十一條第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第三十四條第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。第四号及び次項において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供者、業者、媒介等業務受託者（法第五十條に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。））、有料放送管理事業者（法第五十二條第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 協会 次に掲げる事項</p> <p>イ 一 へ (略)</p> <p>ト 法第六十四條第一項に規定する受信契約に関する事項</p> <p>チ (略)</p> <p>二 一 八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出資の対象)</p> <p>第二条 法第二十二條に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 十四 (同上)</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第八条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>イ 一 へ (同上)</p> <p>ト 法第六十四條の規定による 受信契約に関する事項</p> <p>チ (同上)</p> <p>二 一 八 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>

改正案	現行
<p>(定義等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 「テレビジョン基幹放送局」とは、電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る基幹放送局（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備（<u>適</u>合表示無線設備を除く。）又はテレビジョン（テレビジョン基幹放送局のテレビジョンを除く。）の送信機で五〇〇メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関しては、空中線電力五〇〇ワット（移動する無線局に係るもので空中線電力五〇ワット未満のものにあつては、空中線電力五〇ワット）の送信機とみなす。</p> <p>(削る)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義等)</p> <p>第一条 (同上)</p> <p>一、四 (同上)</p> <p>五 「基幹放送局」とは、電波法（以下「法」という。）<u>第六条第二</u>項に規定する基幹放送局をいい、「テレビジョン基幹放送局」とは、電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る基幹放送局（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備（<u>法</u>第四条第二号の適合表示無線設備を除く。）又はテレビジョン（テレビジョン基幹放送局のテレビジョンを除く。）の送信機で五〇〇メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関しては、空中線電力五〇〇ワット（移動する無線局に係るもので空中線電力五〇ワット未満のものにあつては、空中線電力五〇ワット）の送信機とみなす。</p> <p>4 空中線電力一ワットを超え五ワット以下の無線電話の送信機で九〇三メガヘルツから九〇五メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの（<u>法</u>第四条第二号の適合表示無線設備のみを使用する無線局に係るものに限る。）は、この政令の適用に関しては、空中線電力一ワットの送信機とみなす。</p> <p>5 (同上)</p>

(無線局の免許申請手数料)

第二条 電波法(以下「法」という。)第六条の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

表 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の第十五第三項の認定計画に従つて開設する

特定基地局の免許(再免許を除く。次項

において同じ。)の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の甲表による額とし、移動受信用地上基幹放送

をする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の乙表による額とする。

甲表 (略)

乙表 (略)

4 (略)

(開設計画の認定申請手数料)

第七条 法第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円)とする。

2 (略)

(無線局の免許申請手数料)

第二条 法第六条 の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

表 (同上)

2 (同上)

3 前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の十四第三項の認定計画に従つて開設する

法第二十七条の十二第一項の特定基地局の免許(再免許を除く。次項

において同じ。)の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の甲表による額とし、移動受信用地上基幹放送(放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。)

をする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の乙表による額とする。

甲表 (同上)

乙表 (同上)

4 (同上)

(開設計画の認定申請手数料)

第七条 法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円)とする。

2 (同上)

(無線局の登録申請手数料)

第八条 法第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、三〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、四五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、一、七〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、〇五〇円）とする。

第九条 法第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、九〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、八五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、二、一五〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、四〇〇円）とする。

(無線局の登録申請手数料)

第八条 法第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、三〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、四五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、一、七〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、〇五〇円）とする。

第九条 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、九〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、八五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、二、一五〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、四〇〇円）とする。

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（第三条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（共同利用施設の範囲及び補助の額等）</p> <p>第五条 法第六条の規定による補助に係る施設は、次の表の上欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の額又は割合は、それぞれ同表の下欄に掲げる額又は同表の下欄に掲げる割合の範囲内で国土交通大臣が定める割合とする。</p>			
補助に係る施設	補助の額又は割合	補助に係る施設	補助の額又は割合
<p>（略）</p> <p>有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十条第一項第二号に規定するラジオ放送の業務を行うための設備</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>十分の八</p>	<p>（同上）</p> <p>有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための設備</p> <p>（同上）</p>	<p>（同上）</p> <p>十分の八</p> <p>（同上）</p>

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（第三条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）</p> <p>第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。</p>			
二 六	(略)	二 六	(同上)
項	補助に係る施設	項	補助に係る施設
一	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第六十四条第一項第二号に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	一	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設
	補助の割合又は額		補助の割合又は額
	十分の八		十分の八

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（あつせんをしない場合等の通知）</p> <p>第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四條第二項（事業法第百五十六條第一項及び第二項、第百五十七條第二項並びに第百五十七條の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）<u>第二十七條の三十八第三項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十二條第二項</u>において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならぬ。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。</p> <p>（名簿の作成）</p> <p>第七條 委員会は、事業法第百五十五條第三項（事業法第百五十六條第一項及び第二項、第百五十七條第四項並びに第百五十七條の二第四項、電波法第二十七條の三十八第五項並びに放送法第百四十二條第四項において準用する場合を含む。第九條において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（あつせん及び仲裁の申請手続）</p> <p>第十五條 事業法第百五十四條第一項（事業法第百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七條第一項及び第百五十七條の二第一項、電波法第二十七條の三十八第一項及び第二項並びに放送法第百四十二條第一項の規定によるあつせん並びに事業法</p>	<p>（あつせんをしない場合等の通知）</p> <p>第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四條第二項（事業法第百五十六條第一項及び第二項、第百五十七條第二項並びに第百五十七條の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）<u>第二十七條の三十五第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十二條第二項</u>において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならぬ。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。</p> <p>（名簿の作成）</p> <p>第七條 委員会は、事業法第百五十五條第三項（事業法第百五十六條第一項及び第二項、第百五十七條第四項並びに第百五十七條の二第四項、電波法第二十七條の三十五第四項並びに放送法第百四十二條第四項において準用する場合を含む。第九條において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（あつせん及び仲裁の申請手続）</p> <p>第十五條 事業法第百五十四條第一項（事業法第百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七條第一項及び第百五十七條の二第一項、電波法第二十七條の三十五第一項並びに放送法第百四十二條第一項の規定によるあつせん並びに事業法</p>

第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項及び第百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十八第四項並びに放送法第百四十二条第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令で定める。

第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項及び第百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十五第三項並びに放送法第百四十二条第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令で定める。